

委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度地域と高校生の協働による地域課題解決支援事業

2 業務の目的

美作地域では人口減少や空き家の増加、集落機能の低下等により地域社会の活力が失われつつあり、多様な主体と連携した持続可能な中山間地域の形成や、これらの取組に関わる人々の地域への愛着心醸成及び関係人口の創出が求められている。

管内では、地域運営組織と高校生との協働による地域課題解決に取り組んでおり、関係人口の創出等につながっているが、地域と高校生との接点は十分ではなく、より多くの地域等との協働が求められている。

そこで、地域との協働を望む高校生と地域等を結びつけ、持続可能な中山間地域形成や地域への愛着心醸成を図るため、地域と高校生の協働を支援する。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

2の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 高校生協働事業

県民局管内の高校生が授業の一環として地域と協働し、地域課題解決に向けた企画立案や事業への参画を行う取組や、地域づくり団体や商店街等と連携した地域課題解決の取組を支援する。なお、②及び③の業務においては、8程度の地域・団体と協働事業を実施するものとし、新たな地域・団体の掘り起こしについても積極的に提案すること。

①第7回うまいもん商店街の開催

県民局管内の高校生が実行委員会を組織し、出店候補の選定や交渉からイベントの企画、前日準備、当日運営までを行う商店街マルシェ「うまいもん商店街」を開催する。なお、高校生と商店街が定期的に打合せを行うなど、継続性を確保しつつ双方の関係性が深まる活動内容にすること。

(a)会場手配（津山市内の商店街（ソシオー番街、元魚町商店街、銀天街等））

(b)会場使用に係る各種手続

(c)イベントの各種資料作成

(d)管内高校への高校生実行委員会委員の募集

(e)高校生実行委員会及び高校生による各種打合せの開催及びコーディネート

(f)出店者との調整及びサポート

(g)出店者への事前説明会・交流会の開催

(h)出店者や商店街等と高校生との連携企画の検討・調整

(i)イベントの広報発信・チラシ作成

- (j) イベントの前日準備及び当日運営
- (k) 成果報告会での高校生による発表サポート
- (l) その他うまいもん商店街の開催に係る事項

② 高校の地域学授業を通じた地域課題解決

高校の授業の一環として進められている地域運営組織と高校生との協働による地域課題解決の取組について、地域と高校間の調整を行い、両者が連携した活動を促進する。

- (a) 活動候補地域の事前協議及び報告
- (b) 地域及び高校との調整
- (c) 地域の会議等における取組内容の検討
- (d) 地域での活動に関するサポート
- (e) その他高校生の地域における活動実施に関する事項

③ 地域との協働に関心を持つ高校生等との連携

高校の授業以外の場においても地域との協働を望む高校生を地域と結び付けることで、高校生目線のアイデアによる地域課題解決や、若い世代の地域活動への参画を進める。

- (a) 活動候補地域の事前協議及び事前報告
- (b) 地域及び高校生との調整
- (c) 地域との調整
- (d) 地域の会議等における取組内容の検討
- (e) 地域での活動に関するサポート
- (f) その他高校生の地域における活動実施に関する事項

※②及び③の活動地域及び高校の選定については、美作県民局と協議を行い承認を得たうえで行うこと。

④ 上記取組の成果報告会

当該年度の取組について、活動の成果を発表する成果報告会を開催し、併せて参加者同士による交流も実施する。

- (a) 成果報告会の事前準備・当日運営
- (b) 会場の手配
- (c) 高校生による成果報告のサポート
- (d) 管内高校、地域運営組織等への広報
- (e) 参加者交流企画の立案
- (f) その他成果報告会の開催に関する事項

(2) その他上記の事業の実施に必要な業務の実施

5 委託の条件

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。

- (2) 業務実施に当たっては、美作県民局の指示に従うとともに、関連団体とも連携を図ること。なお、事業の進行管理等のため、月1回程度定例会議を開催すること。
- (3) 受託者は、受託業務を第三者に委託し、又は請け負わないこと。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ書面により美作県民局の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本業務の目的達成のために必要な資料収集等を行う上で必要な事項については、受託者の責任において実施すること。
- (5) 委託業務終了後、事業の成果を取りまとめ、速やかに報告書を作成し美作県民局に提出すること。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項や仕様書の内容に疑義が生じた場合には、美作県民局と十分協議の上、遺漏のないよう業務を行うこと。